

## 宮津市社会福祉協議会 介護予防訪問入浴介護事業の概要

趣 旨	要支援状態のご利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう入浴の援助を行い、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持等を行います。															
事業内容	<p>要支援と認定されたご利用者について、介護予防を目的として、看護・介護職員3名が入浴車でご利用者宅を訪問し、洗身・洗髪等のサービスを提供します。</p> <p>入浴剤、ボディソープ、シャンプーはご利用者様の希望により提供させていただきます。</p> <p>介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するケアプランに基づきサービスを提供します。</p>															
利用対象者	要介護状態となり、自宅の浴槽での入浴が困難な方を対象としています。															
利用料金	<p>利用料金は、介護保険が定める基準による1割又は、一定以上の所得があるご利用者は2割又は3割の利用者負担となります。</p> <p>1回あたり</p> <table border="0" data-bbox="352 913 1326 1048"> <tr> <td>（1割負担）</td> <td>全身浴</td> <td>856円</td> <td>部分浴（清拭）</td> <td>770円</td> </tr> <tr> <td>（2割負担）</td> <td>同</td> <td>1,712円</td> <td>同</td> <td>1,540円</td> </tr> <tr> <td>（3割負担）</td> <td>同</td> <td>2,586円</td> <td>同</td> <td>2,310円</td> </tr> </table> <p>加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス提供体制強化加算Ⅰ 44円/回</li> <li>・ 初回加算 200円（初回利用月に算定）</li> <li>・ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 所定単位数により積算した単位数の10%を加算</li> </ul>	（1割負担）	全身浴	856円	部分浴（清拭）	770円	（2割負担）	同	1,712円	同	1,540円	（3割負担）	同	2,586円	同	2,310円
（1割負担）	全身浴	856円	部分浴（清拭）	770円												
（2割負担）	同	1,712円	同	1,540円												
（3割負担）	同	2,586円	同	2,310円												
事業区域	宮津市及び与謝野町の区域															
営業日 営業時間	<p>月曜日～土曜日（祝祭日も営業）</p> <p>営業時間 8時30分～17時15分（日曜日、12月29日～1月3日は休業）</p>															
従業者等	<p>3名（介護職員2名、看護師1名）</p> <p>* 別掲の事業所別職員一覧表のとおり</p>															
参 考	<p>平成 元年 3月 訪問入浴介護事業開始</p> <p>平成12年 4月 介護保険事業として府の指定を受け「訪問入浴介護事業」を開始</p> <p>平成18年 4月 介護保険事業として府の指定を受け「介護予防入浴介護事業」を開始</p> <p>入浴車 2台</p>															
事業開始 年月日	平成18年4月1日															